

# 幸手市A I デマンド交通運行管理業務委託業者 選定プロポーザル実施要領

## 1 目的

この幸手市A I デマンド交通運行管理業務委託業者選定プロポーザル実施要領（以下、「実施要領」という。）は、令和9年1月からの運行管理業務に係る委託業者の選定にあたり、業務を円滑に実施するため最も適切な事業者を公募し、優れた企画提案の内容や価格等を総合的に評価できるプロポーザル方式（以下、「プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定める。

## 2 業務概要

### (1) 業務名

幸手市A I デマンド交通運行管理業務委託

### (2) 目的

本業務は、市内において居住地と外出の目的地となる主要施設との間をデマンド型乗合交通が運行することで、高齢者を中心とした市民の日常生活を支えるための移動手段を確保し、快適に暮らせるまちづくりに資することを目的とする。

### (3) 業務内容

別紙「幸手市A I デマンド交通運行管理業務委託仕様書（プロポーザル実施用）」（以下、「仕様書」という。）のとおり

### (4) 履行期間

業務委託契約期間 契約締結の日から令和10年1月31日まで

運行実施期間 令和9年1月1日から令和9年12月31日まで

### (5) 委託金額の上限

46,553,650円(消費税及び地方消費税相当額含む)

※本業務の契約に係る上限額とする。なお、これを超えた提案は失格とする。

※別紙見積書の様式にて運行経費の総額を算出すること。なお、必要に応じて経費に関する追加の資料を添付することができる。

※委託料の支払いについては、仕様書「10委託料の支払」のとおり。

## 3 選定委員会

本業務の審査は、幸手市A I デマンド交通運行管理業務委託業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）が行う。

## 4 参加資格条件

本プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

### (1) 仕様書の業務を確実に遂行できる能力があること。

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申し立て及び民事再生法（平成11年法律225号）の規定に基づく再生手続開始の申し立てがなされていないこと。
- (4) 参加事業者又は役員等の経営に携わる者が幸手市暴力団排除条例（平成24年条例第20号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員でないこと。
- (5) このプロポーザル実施要領の公表日から受託候補者の決定までの期間に、国、埼玉県又は幸手市において指名停止を受けていないこと。
- (6) 国税及び地方税に滞納がないこと。
- (7) 契約締結後の連絡調整や緊急時の連絡体制が速やかに整えられること。
- (8) 事故や故障等により代車が必要な場合は、概ね1時間以内に代車による対応ができること。

## 5 選定スケジュール

### (1) 公募開始

令和8年4月24日（金）から

地域公共交通会議委員の交通事業者へ通知、市ホームページへ募集記事掲載、

### (2) 質問書の提出期限

令和8年5月7日（木）正午まで【必着】

### (3) 質問書への回答予定日

令和8年5月8日（金）

### (4) プロポーザル参加表明書提出期限

令和8年5月12日（火）午後5時まで【必着】

### (5) プロポーザル提出書等の提出期限

令和8年5月29日（金）午後5時まで【必着】

### (6) 選定委員会 ヒヤリング（プレゼンテーション）

令和8年6月5日（金）

### (7) 結果の通知

令和8年6月10日（水）

※上記スケジュールは、状況により変更する場合がある。

## 6 要領等の配布

(1) 配布期間 令和8年4月24日（金）から 令和8年5月29日（金）午後5時まで

(2) 配布方法 本市ホームページにおいて公表するので、ダウンロードして使用すること。

## 7 プロポーザル参加申請の方法

このプロポーザルに参加しようとする者は、プロポーザル参加表明書を提出すること。

- (1) 提出期限 令和8年5月12日（火）午後5時まで【必着】
- (2) 提出書類 ①参加表明書(様式1)  
②参加資格条件確認書(様式2)
- (3) 提出先 幸手市市民生活部くらし防災課（市役所第2庁舎1階）
- (4) 提出部数 1部
- (5) 提出方法 電子メール、持参又は書留による郵送  
※持参による場合は、平日の午前9時から午後5時までとする。  
※電子メール、郵送による場合は、提出期限までに必着のこと。なお、電子メール、郵送により提出する旨を提出期限までに電話により連絡すること。
- (6) 提出先 〒340-0192  
埼玉県幸手市東4丁目6番8号  
幸手市市民生活部くらし防災課

## 8 不明な点がある場合の質問書の提出及び回答

本業務の提案に係る問い合わせがある場合は、質問書（様式自由）を提出する。なお、プロポーザル提出書の審査に係る質疑については受け付けない。

- (1) 提出期限 令和8年5月7日（木）正午まで【必着】
- (2) 提出先 幸手市市民生活部くらし防災課
- (3) 提出方法 電子メール又はファックスでの提出とする。  
※送信後、必ず電話により確認すること。なお、電話による質問への回答は行わない。
- (4) 回答方法 幸手市ホームページにて公表する。個別対応は行わない。
- (5) 回答予定日 令和8年5月8日（金）

## 9 プロポーザル提出書の提出

プロポーザル提出書は以下に示す期限までに提出すること。

- (1) 提出期限 令和8年5月29日（金）午後5時まで【必着】
- (2) 提出書類 ①プロポーザル提出書（表紙）（様式第3号）  
②見積書（様式第4号）  
③プロポーザル提出書（本体）  
④事業者概要  
⑤直近の決算時の財務諸表（貸借対照表・損益計算書等）  
⑥運行者経歴書  
⑦類似の受託業務実績書  
⑧運行実施体制の報告書  
⑨重大事故発生報告書（過去2年間 ※該当する場合のみ）

⑩道路運送法第4条に定める一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けていることを証する書類の写し（ない場合は、運行開始までに許可を受けることの誓約書。様式自由）

※①及び②以外は自由様式とする。ただし、提出書類はA4サイズに統一する。A3サイズが必要な場合は、A4サイズに折り提出すること。

(3) 提出先 幸手市市民生活部くらし防災課（市役所第2庁舎1階）

(4) 提出部数 各9部（プロポーザル提出書の表紙（様式第3号）及び見積書以外は様式自由、ただし提出書類はA4サイズに統一する。必要な場合はA3サイズを使用し、A4サイズに折ること）

(5) 提出方法 持参又は郵送

※持参による場合は、平日の午前8時30分から午後5時までとする。

※郵送による場合は、書留郵便により提出期限までに必着のこと。なお、郵送により提出する旨を提出期限までに電話により連絡すること。

## 10 プロポーザル提出書の記載内容

プロポーザルには、次の内容を記載すること。

(1) 運行業務に対する実施力について

①事業所の経営状況・経営理念について、また、事業実施に対する取り組み姿勢及び実施体制について

②運行開始までの業務スケジュール及び資金計画

③乗合事業、デマンド交通（他自治体を含む）及び類似事業の運行実績

(2) 運行方法について

①運行の具体的な方法について（運行状況、利用状況の把握など）

②運賃管理の方法について（利用者からの運賃収受方法も含む）

(3) 運行の安全性について

①業務の実施に必要な人員確保などの運営体制について

②運転士への運転技術向上研修・健康管理体制について

③車両の点検・整備について

④事故や災害緊急時の体制確保など

緊急時対応マニュアルの有無、緊急時の連絡体制、交代運転士の確保、事故時の損害賠償について。また、過去2年間の国土交通省による処分・重大事故の発生状況

(4) 利用者への対応について

①運転士への接客研修や教育体制及び利用者等からの苦情等への対応

②高齢者、障がい者、子どもなどへの配慮、取り組み姿勢、アナウンスや、他の公共交通への乗り継ぎ者への対応について

(5) 使用車両について（予備車両含む）

①運行に利用する車両規格（車種・車両機器）

- ②安全・環境対策への取り組み
  - ③バリアフリー対策への取り組み
  - (6) 利用者増加・利便性向上に関する提案
    - ①本業務の内容・諸条件を十分に踏まえ、当市の地理的環境や、市民の公共交通の利用状況などを鑑み、A I デマンドシステムを有効に活用しながら、予約の取り易さの確保や、乗合利用含め可能な限り効率的な運行につながるような、予約の受け付け方、システムの設定方法などについて
    - ②更なる利用者の増加や、利用者の利便性向上に資する取り組み（例：キャッシュレス決済方法の導入、回数券の取り扱い（車内販売含む）など）について
    - ③A I デマンド交通をPRするイベント等の企画提案、市主催イベントに対する連携、協力について
    - ④運行・運用方法の見直しを行う際の協力体制
    - ⑤上記項目以外の独自の取り組みについて
- ※独自の取り組みを提案する場合に記載してください。

## 11 選定等

### (1) 選定方法

プロポーザルの内容について、ヒヤリング（プレゼンテーション）を踏まえ、提出内容を総合的に審査し、選定委員会の委員による採点を行い、委託候補者を選定する。

- ①選定委員は、下記の評価表により評価を行い、評価点数の合計が最も高いプロポーザル提出者を委託候補者として選定する。
- ②得点が2者以上の同点となったときは、再度、選定委員の合議により、委託候補者を選定するものとする。

評価項目	評価の観点	配点
運行業務に対する実施力	①事業所の経営状況、経営理念、また、事業実施に対する取り組み姿勢や実施体制は本業務を担うにあたり最適なものか	3点
	②運行開始までの業務スケジュール及び資金計画が明確であり、着実な業務実施に向け現実的な内容となっているか	3点
	③乗合事業、デマンド交通（他自治体を含む）及び類似事業の運行実績及び類似事業の運行実績を有しているか、さらに、それらの実績や経験を本業務に活用できるか	3点
運行方法	① 運行の具体的な方法（運行状況、利用状況の把握など）や運賃の取り扱い（利用者からの運賃收受方法含む）は優れているか	5点

運行の安全性	①業務の実施に必要な人員確保などの運営体制は優れているか。また、運転士への運転技術向上研修・健康管理体制は徹底されているか	3点
	②車両の点検・整備を行う体制は整っているか	3点
	② 事故や災害緊急時に迅速かつ円滑に対応する体制（緊急時対応マニュアルの有無、連絡体制、事故時の損害賠償）は確保されているか。また、事故や故障等により代車が必要な場合に、速やかに対応できる体制や環境が整備されているか。	10点
利用者への対応	①運転士への接客研修や教育体制及び利用者等からの苦情等への迅速な対応ができる体制が整っているか	5点
	②高齢者、障がい者、子どもなどへの配慮した工夫がされているか。また、（他の公共交通への乗り継ぎも含む）乗継ぎ者への対応は優れているか	5点
使用車両 （予備車両含む）	①運行に利用する車両規格（車種・車両機器）は利用者にとって利用しやすいものか	3点
	②安全・環境対策及びバリアフリー対策が利用者目線で適切になされているか	3点
利用者増加・利便性向上に関する提案	① 当市の地理的環境や、市民の公共交通の利用状況などを鑑み、A I デマンドシステムを有効に活用しながら、予約の取り易さの確保や、乗合利用含め可能な限り効率的な運行につながるような、予約の受け付け方、システムの設定方法など提案がなされているか	15点
	②更なる利用者の増加や、利用者の利便性向上に資する取り組み（例：キャッシュレス決済方法の導入、回数券の取り扱い（車内販売含む）など）が期待できるか	3点
	③A I デマンド交通をPRするイベント等の企画提案、市主催イベントに対する連携、協力が期待できるか	3点
	④運用方法（予約方法や運行時間等）の見直しを行う際の協力が期待できるか	3点
	⑤上記項目以外の内容で提案された独自の取り組みについては、本業務の内容や条件、今後のスケジュールに照らして現実的かつ実現可能なものであり、利用者増加・利便性向上が期待できる内容となっているか	10点
運行経費	見積金額に対する得点は次式により算定する。 （小数点以下四捨五入） 得点=20点×（最低見積金額/各提案者の見積金額）	20点
		100点

(2) ヒヤリング（プレゼンテーション）実施日

令和8年6月5日（金）

※会場、時間等の詳細は別途通知する。

(3) 時間配分

各事業者の持ち時間はヒヤリング（プレゼンテーション）の時間を20分以内、質疑応答の時間を15分程度とする。

※ヒヤリングは、提出したプロポーザル提出書に沿って説明すること。

※ヒヤリングにおいてパソコン、プロジェクター等を使用する場合は、事前にくらし防災課に連絡すること。

※ヒヤリングの順番は、プロポーザル提出意思確認書の受付順とする。

(4) 出席者

選定委員会に出席できる者は自社の社員3人以内とする。

(5) 結果の通知

結果は、参加者に対して文書で通知する。

※通知予定日：令和8年6月10日（水）

(6) その他

プレゼンテーションの中で、導入するAIデマンドシステムについて説明すること。

12 プロポーザル等の無効または失格

次のいずれかに該当する場合は、提出されたプロポーザル等を無効または失格とする。

(1) 提出期限を過ぎて提出された場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) ヒヤリングに参加しない場合

(4) 不正行為が認められた場合

(5) 参加資格要件を満たさない場合

(6) 見積額について「2. 業務概要（5）委託金額の上限」を超える提案がされた場合

13 その他

(1) プロポーザル提出書等の作成・提出、ヒヤリング（プレゼンテーション）への参加等にかかる一切の経費はプロポーザル提出者の負担とする。

(2) 提出書類は、審査に必要な範囲において無償で複製することができるものとする。

(3) 提出書類の受理後の差し替え、追加、削除等は原則として認めない。

(4) 採用されたプロポーザル提出書の内容については、市と協議する。

(5) 電子メールの通信事故及び郵便事故等について、当市はいかなる責任も負わない。

- (6) プロポーザル実施にあたり、説明会は実施しない。
- (7) 参加申込者が1者の場合であっても審査を実施し審査委員会委員の合計点数の6割以上の場合は、当該参加申込者を委託候補者とし協議を行う。
- (8) 審査経過及び結果に対する異議申立て、問合せ等は受け付けない。
- (9) 全ての提出書類の返却は原則行わない。

#### 14 問い合わせ先

〒340-0192

埼玉県幸手市東4丁目6番8号

幸手市市民生活部くらし防災課

コミュニティ・交通・防犯担当 落合・山下

TEL：0480-43-1111 内線586

FAX：0480-44-0257

メールアドレス：kurashi@city.satte.lg.jp